

# 日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 塩野・溝口・谷井・日山

### 減額更正後の増額更正に伴う延滞税は発生しないと判示

税額の納期限までの期間にわたる延滞税が発生するか否かの判断が争われた事件で最高裁（千葉勝美裁判長）は、法定納期限の翌日から増額された税額の納期限までの期間に係る延滞税は発生しないと判示、納税者側の主張を認容する判決を言い渡しました。

この事件は、相続財産の評価誤りを理由にした更正の請求による過納金の還付後、原処分庁側が逆に評価誤りを理由に増額更正し、新たに納付すべき本税額に関して、法定納期限の翌日から完納の日までの期間に係る延滞税納付の催告をしてきたため、納税者側が延滞税の納付義務がないことの確認を求めて、上告審まで争ってきた事案です。

原審は、国税の申告及び納付後に減額更正がされると減額された税額に係る部分の具体的な納税義務は遡及的に消滅し、その後、増額更正された場合、増額された税額に係る部分の具体的な納税義務も新たに確定することから、増差本税額に相当する部分については、相続税の法定納期限の翌日から増差本税額の納付日までの期間に係る延滞税が発生すると判示して、相続人側の主張を棄却しました。

しかし上告審は、延滞税の趣旨・目的に照らすと、増差本税額に相当する部分について、増額更正によって改めて納付すべきものとされた増差本税額の納期限までの期間に係る延滞税の発生を法が想定していないと指摘。その上で、相続税のう

ち増差本税額に相当する部分は、相続税の法定納期限の翌日から増額更正に係る増差本税額の納期限までの期間については、国税通則法60条1項2号において延滞税の発生が予定されている延滞と評価すべき納付の不履行による未納付の国税に当たるものではないというべきであるという判断から、相続税の法定納期限の翌日から増差本税額の納期限までの期間に係る延滞税は発生しないと解釈しました。結局、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があると指摘、原判決の破棄は免れないと裁判官全員一致で言い渡しました。

この判決を受け、国税庁はこのほど、『最高裁判所判決に基づく延滞税計算の概要等について』を公表しました。先と同様の状況が生じる事案について、税額が還付となる納税者には、国税庁または税務署から通知書等が送られてくるとのこと、また、納税者には請求等の手続きをする必要はないとのことでした。

### 1年経ちました！

日頃より、格別のご愛顧を賜り、心より御礼を申し上げます。おかげさまで、日本橋税理士法人H&Sパートナーズは1月6日をもちまして設立1年を経過しました。これもひとえに皆様のご協力の賜物と深く感謝しております。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 1月分源泉所得税の納付
2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....2月10日  
申告期限.....3月2日  
申告期限.....3月2日  
申告期限.....3月2日